

J R 東海労幹関西地「発」第 5 号
2 0 2 0 年 4 月 2 7 日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急申し入れ（2）

4月24日から新型コロナウイルス感染防止対策として、関西新幹線サービック各事業所（第二事業所営業二科は既に9日から実施）において、自宅待機が実施されている。しかし、各事業所によって今回の自宅待機の勤務認証が、第一事業所は「有給休暇」、第二事業所は「自宅待機」、鳥飼事業所は「自宅勤務の有給」とそれぞれ異なる扱いをしている。さらに、第一事業所に関しては、「有給休暇」にも関わらず、業務指示として課題の提出が求められている。

このことに関して、4月23日に組合側から関西新幹線サービック本社窓口に「有給休暇」に対する課題提出は問題であるとして抗議したが、本社窓口の対応は、事業所毎に対応を任せていると無責任な対応であった。

よって、下記の通り緊急に申し入れるので団体交渉の場を設定すること。

記

1. 自宅待機となる労働者の勤務認証と勤務内容を明確にすること。及び、勤務箇所や労働者により差別的な扱いをしないこと。
2. 事業所毎に勤務認証が異なる理由を明らかにされたい。
3. 第一事業所では課題の提出を業務指示しているが止められたい。

以上